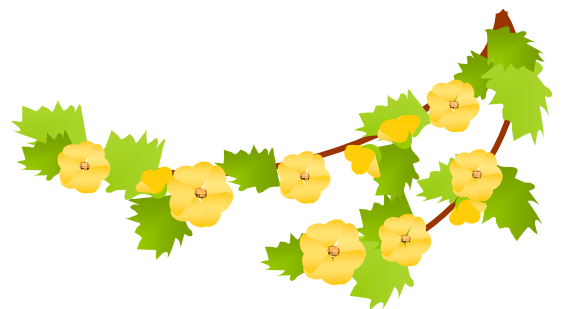




第5章

行動計画の推進に向けて

1. 子育て支援ネットワークの推進



1. 子育て支援ネットワークの推進

(1) 行政機関の連携強化

本行動計画は少子化の流れを変えるため、また、地域ぐるみで子育てを支援していくために、福祉・保健・医療・教育・労働・生活環境といった、子育てをとりまくあらゆる分野を見直し、改善していく総合的な計画です。市内の各関係部署間の連携を強化するとともに、国や県、近隣市町村とも協力体制をとって、市の隅々まで行き渡る、適切な計画の推進を図ります。

(2) 子ども家庭課の設置

先ほども述べたように、子育て支援施策の分野は多岐にわたっており、相談しに行こうにもそれぞれの窓口は別々で、市民にとってはわかりにくいものでした。

そこで本市では平成17年4月に組織改正を行い、これまでの男女共同参画課、生活環境課の保育係、市民課の児童手当業務を統合した「子ども家庭課」が新たに誕生します。従来の縦割り行政のイメージを刷新し、子育て支援行政のワンストップ化を図ります。これまで何ヵ所もの部署を回ってきたものが、1ヵ所の窓口で手続きなどが済むようになります。

また、子ども家庭課を中心として「子どもネットワーク連絡協議会」を形成し、市民のニーズに応じた、適切な子育て支援が行き届くよう、各関係機関の連携を強化して取り組んでいきます。子育て支援と一口に言っても、多様なサービスが考えられ、効果的・効率的に提供していくためには、個々別々ではなく、横のつながりをしっかりと持っていくことが重要と考えます。

(3) 市民の参画や地域との連携

本計画を実現させるためには、市単独の力だけではどうにもなりません。子育て支援関係者はもちろん、企業や市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠です。

子育て家庭をとりまく地域全体で子育て支援を行っていくためには、本計画の周知・啓発活動を行う必要があります。保育園や幼稚園、学校といった子育て支援関係者だけが一手に担うものではなく、これらはいくまでも子育て支援サービスを提供する中心的な存在として、市民の一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想です。

子どもネットワーク連絡協議会 イメージ図

